

令和5年9月吉日

お客様各位

あかぎ信用組合

インボイス制度への対応について

平素よりあかぎ信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に伴い、当組合では、適格請求書発行事業者として、同制度への対応を下記のとおりとさせていただきます。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

あかぎ信用組合：T5070005000827

2. 対応について

(1) 窓口でお支払いいただく手数料

- ・現金、小切手及び払戻請求書等により各種手数料をお支払いいただいた際は、その都度、インボイスの要件を満たした「受取書」等を発行いたします。
- ・お取引種類により、書類の名称は異なる場合がございます。
…例：受取書、振込手数料受取書、融資計算書、割引手形計算書、両替手数料受取書
- ・渉外係が訪問した際に手数料をお預かりする場合も、同様にお取扱いたします。

(2) インターネットバンキング手数料

- ・お客様からのご依頼により、お支払いいただいた手数料の明細を記載した「インボイス通知書」を発行いたします。（対象期間をご指定いただけます）
- ・「インボイス通知書発行依頼書」をご用意しておりますので、窓口または渉外担当者までお申し出ください。（継続発行の場合は初回のみです。お届印が必要となります）

(3) 口座振替依頼書による契約に基づきお支払いいただく手数料

① 定期定額の手数料

- ・対象取引：定額自動送金、貸金庫、夜間預金金庫、残高証明書（継続発行）、太陽光発電事業融資担保に対する担保管理手数料
- ・契約時期に応じて以下のとおりといたします。
 - A 制度開始前：現契約書において不足するインボイス要件を記載した通知書面を郵送等により交付いたしますので、通帳と併せて保存していただくことによりインボイス要件を満たす取り扱いとさせていただきます。
※法人のお客様にはご依頼がなくても令和5年10月に、個人事業主のお客様にはご依頼により、それぞれ交付します。ご了承ください。
 - B 制度開始後：依頼書(契約書)の写しと通帳を併せて保存していただくことにより、インボイス要件を満たす取り扱いとさせていただきます。
- ・対象取引の一部手数料は、(2)に記載の「インボイス通知書」に表示される場合もございます。

② 従量制の手数料

- ・口座振替の都度、インボイス（受取書等）を発行いたします。

(4) A T Mをご利用の際にお支払いいただく手数料

- ・A T Mでのお取引は、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」の対象となるため、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能です。よって、インボイスを発行いたしませんのでご了承ください。

3. 当組合へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当組合がお客様に対して消費税を含む代金をお支払いする際、お客様が適格請求書等発行事業者の登録を受けている場合は、当組合へのインボイスのご提出をお願いいたします。

以 上

※ ご不明な点がございましたら、お取引店、または以下のお問い合わせ先までご連絡願います。

お問い合わせ先

あかぎ信用組合 経営企画室

Tel 0270-26-4922(担当 石原)